

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：三川町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.4%
全職員	66.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	96.3%
本庁係長相当職	103.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.1%
31～35年	93.0%
26～30年	90.7%
21～25年	88.2%
16～20年	96.5%
11～15年	91.4%
6～10年	90.0%
1～5年	95.5%

【説明欄】

- 扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は65.8%である。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。